

認定薬局の基準

要件	項目	基準	
		地域連携薬局	専門医療機関連携薬局
① 構造設備	利用者の服薬指導等の際に配慮した設備	利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口その他の区画並びに相談の内容が漏れいしないよう配慮された設備を有すること	利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる、個室その他のプライバシーの確保に配慮された設備を有すること
	高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造	高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造であること	
② 情報共有体制	薬事に関する実務に従事する薬剤師の会議への継続的な参加実績	過去1年間、介護保険法に規定する会議その他地域包括ケアシステムの構築に資する会議に継続的に参加させていること	過去1年間、利用者の治療方針を共有するためにがんの専門的医療を行う医療機関との間で開催される会議に継続的に参加させていること
	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報の薬事に関する実務に従事する薬剤師による他の医療関係者への報告等の体制	地域における他の医療関係者に対して随時報告及び連絡させることができる体制を備えていること	がんの専門的医療を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して随時報告及び連絡させることができる体制を備えていること
	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報の薬事に関する実務に従事する薬剤師による他の医療関係者への報告等の実績	過去1年間、地域における他の医療関係者に対して月平均30回以上報告及び連絡させた実績があること	過去1年間、利用者のうち半数以上の者について、がんの専門的医療を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して報告及び連絡させた実績があること
	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報の薬事に関する実務に従事する薬剤師による他の薬局への報告等の体制	地域における他の薬局に対して報告及び連絡させることができる体制を備えていること	
③ 薬剤供給体制	開店時間外の対応体制	利用者からの相談に対応する体制を備えていること	
	休日夜間の対応体制	調剤の求めがあった場合、地域における他の薬局と連携して対応する体制を備えていること	
	保管する医薬品の提供体制	保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局に提供する体制を備えていること	
	医療用麻薬の調剤体制	麻薬小売業者の免許を有し、医療用麻薬の調剤の求めがあった場合、薬事に関する実務に従事する薬剤師に調剤させる体制を備えていること	
	無菌調剤の実施体制	無菌製剤処理を実施できる体制を備えていること	
	医療安全対策	薬局開設者が、医療安全対策に係る事業に参加する等の医療安全対策を講じていること	
	常勤の薬剤師の勤務状況	半数以上が、継続して1年以上常勤として勤務している者であること	
	常勤の薬剤師の資格要件	半数以上が、地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者であること	厚生労働大臣に届け出た団体からがんの専門性の認定を受けた常勤の薬剤師を配置していること
	薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する研修実績	1年以内ごとに、地域包括ケアシステムに関する研修又はそれに準ずる研修を計画的に受けさせていること	1年以内ごとに、がんの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を計画的に受けさせていること
	薬事に関する実務に従事する薬剤師による他の薬局に勤務する薬剤師に対する研修実績		地域における他の薬局に勤務する薬剤師に対してがんの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を継続的に行っていること
医薬品の適正使用に関する情報の薬事に関する実務に従事する薬剤師による他の医療提供施設への提供実績	過去1年間、地域における他の医療提供施設に対し、医薬品の適正使用に関する情報を提供していること		
④ 在宅医療体制	調剤等の実績	過去1年間、居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を月平均2回以上実施した実績があること	
	医療機器等提供体制	高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の許可を有し、訪問診療を利用する者に対し、必要な医療機器及び衛生材料を提供するための体制を備えていること	